

富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年規則第36号）第24条の規定に基づき、富山市地域優良賃貸住宅制度要綱（以下「制度要綱」という。）第12条に規定する家賃減額の一部に対する補助金の交付に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域優良賃貸住宅 制度要綱第3条第3号に規定する賃貸住宅をいう。
- (2) 認定事業者 制度要綱第3条第6号に規定する事業者をいう。
- (3) 管理業務者 制度要綱第3条第7号に規定する管理者をいう。
- (4) 家賃 制度要綱第20条第1項及び第2項の規定により定められた地域優良賃貸住宅の家賃をいう。
- (5) 入居者負担額 制度要綱第25条に規定する入居者負担額をいう。

(家賃減額依頼等)

第3条 地域優良賃貸住宅の入居者として選定された者で、家賃減額の適用を受けようとする者（以下「家賃減額対象者」という。）は、速やかに、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額依頼書（様式第1号）に別表に掲げる図書を添えて、認定事業者に提出しなければならない。

- 2 継続して家賃減額の適用を受けようとする者は、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額依頼書に別表に掲げる図書を添えて、毎年7月10日までに認定事業者に提出しなければならない。
- 3 同居人数の増減等により入居者負担額が変更になる者で、継続して家賃減額の適用を受けようとする者は、速やかに、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額依頼書に当該年度の所得の金額に係る証明書等を添えて、認定事業者に提出しなければならない。
- 4 認定事業者は、前3項の規定による富山市地域優良賃貸住宅家賃減額依頼書が提出されたときは、速やかに、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額に伴う入居者負担額認定申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の地域優良賃貸住宅家賃減額に伴う入居者負担額認定申請書が提出されたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額に伴う入居者負担額認定通知書（様式第3号）により認定事業者に通知するものとする。
- 6 認定事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに入居者負担額を入居者に通知しなければならない。

(家賃減額補助金の額)

第4条 認定事業者に対する地域優良賃貸住宅の家賃減額補助金の額は、家賃と入居者負担基準額の差額に当該住宅の入居月数を乗じて得た額とする。ただし、入居者負担基準額は、別に市長が定める計算方法によるものとする。

- 2 次の各号のいずれかに該当する住宅は、家賃の減額補助は行わないものとする。
 - (1) 空家住宅

- (2) 前年の所得が、制度要綱第13条の基準を満たさない者が入居している住宅
 - (3) 高齢者型の場合にあつては、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第52条の許可を受けて、終身にわたって受領すべき家賃の全部を前払金として一括して受領した住宅
 - (4) 入居者負担基準額が家賃の額を超える場合
- 3 入居日が月の初日又は退去日が月の末日でないときは、当該月は第1項による入居月数に算入せず、当該月に対応する家賃減額補助金の額は、当該月を30日とした日割り計算とし、この額を第1項による家賃減額補助金の額に加えるものとする。ただし、この計算における家賃及び入居者負担額は、家賃及び入居者負担基準額のそれぞれを30日で除し、入居日数を乗じて得た額とし、百円未満の端数を切り上げるものとする。
- 4 月の途中で入居者負担額が変更となったときは、当該月は第1項による入居月数に算入せず、当該月に対応する家賃減額補助金の額は、当該月の日数により日割り計算した額とし、この額を第1項による家賃減額補助金の額に加えるものとする。ただし、この計算における入居者負担額は、入居者負担基準額を当該月の日数で除し、変更日前後のそれぞれの対象日数を乗じて得た額の合計額とし、百円未満の端数を切り上げるものとする。

（家賃減額の期間）

第5条 家賃減額補助の期間は、富山市地域優良賃貸住宅として管理されている期間であつて、かつ、賃貸住宅の管理開始後10年を限度とする。

（家賃の変更）

- 第6条 認定事業者は、物価の変動等により家賃改定の必要があると認めるときは、富山市地域優良賃貸住宅家賃変更承認申請書（様式第4号）に、変更の根拠となる資料を添えて、管理業務者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、消費者物価指数及び近傍賃貸住宅の市場家賃等を勘案し、適当と認めたときは、富山市地域優良賃貸住宅家賃変更承認通知書（様式第5号）により、家賃の変更を承認するものとする。

（家賃減額補助金の交付申請）

第7条 家賃減額補助を受けようとする認定事業者は、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（家賃減額補助金の変更交付申請）

- 第8条 認定事業者は、家賃減額補助金の交付決定後において、第18条に規定する軽微な変更該当する場合を除き、次のいずれかにより家賃減額補助金交付決定額に変更が生じたときは、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金変更交付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。
- (1) 入居状況及び入居者負担額に変動があつた場合
 - (2) 家賃を変更した場合
 - (3) 家賃減額対象者が不正な行為によって家賃減額補助金の交付を受けたことが明らかになつた場合
 - (4) その他市長が必要と認める場合

(補助金の交付決定及び変更交付決定)

- 第9条 市長は、第7条の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金交付決定通知書(様式第8号)により認定事業者に通知するものとする。
- 2 前条の変更交付申請については、前項の規定を準用し、補助金の交付を決定し、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金変更交付決定通知書(様式第9号)により認定事業者に通知するものとする。

(家賃減額適用者の地位の承継)

- 第10条 家賃減額の適用を受けている者が死亡し、又は離婚等により地域優良賃貸住宅を退去した場合において、現に同居する親族で引き続き家賃減額の適用を受けようとする者(以下「承継者」という。)は、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額適用承継依頼書(様式第10号)を認定事業者に提出しなければならない。
- 2 認定事業者は、前項の家賃減額適用承継依頼書を受理したときは、速やかに、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額適用承継申請書(様式第11号)を、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、認定事業者に対し富山市地域優良賃貸住宅家賃減額適用承継承認通知書(様式第12号)によりその旨を通知するものとする。
- 4 認定事業者は、前項の規定に基づく通知を受けたときは、承継者にその旨を通知しなければならない。

(実績報告)

- 第11条 認定事業者は、当該年度における家賃減額補助金の執行状況について、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金実績報告書(様式第13号)により、毎年3月末日までに市長に報告しなければならない。ただし、第18条に規定する軽微な変更該当する場合は、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金変更交付申請書兼事業実績報告書(様式第15号)により市長に報告するものとする。

(補助金の額の確定)

- 第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金額確定通知書(様式第14号)により認定事業者に通知するものとする。ただし、前条の変更交付申請書兼実績報告書を受理したときについては、富山市地域優良賃貸住宅家賃減額補助金変更交付決定兼額確定通知書(様式第16号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 市長は、前条に規定する通知の後、当該認定事業者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し)

- 第14条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により、この補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件、法令又はこの要綱の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。
- (3) 補助金等の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

（補助金の返還）

第15条 市長は、家賃減額補助金の交付の決定を取り消し又は変更した場合において、当該家賃減額補助金が既に認定事業者に交付されているときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、交付決定者に対し、文書を交付し、期限を定めてその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

（補助金の申請等の代行）

第16条 管理業務者と認定事業者が異なる場合にあつては、管理業務者は認定事業者の委託を受けて、補助金の申請及び受領等の業務を認定事業者に代わって行うことができるものとする。

（書類整備）

第17条 認定事業者は、家賃減額補助に係る帳簿等の書類を整備し、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。

（軽微な変更）

第18条 補助金の交付決定後において、入居状況及び入居者負担額の変動に伴う補助金額の変動額が交付決定額の10%以内の減額である場合は、軽微な変更とする。

（細則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表 地域優良賃貸住宅家賃減額依頼書に添付する図書等

提出図書等	内容
収入及び同居親族に関する調書（別紙1－1）	申請者記入欄及び管理者記入欄
賃貸借契約書の写し	約款も含め契約書一式
住民票の写し（入居者全員分）	当該住宅に住民票を異動したことがわかるもの
所得金額を証する書類（入居者全員分）	最新年度の所得課税証明書又は非課税証明書等
<障害者及び特別障害者の場合> 障害者または特別障害者の要件を証する書類	障害者手帳の写し等
<寡婦の場合> 寡婦の要件を証する書類	戸籍全部事項証明書（謄本）等
<ひとり親の場合> ひとり親の要件を証する書類	児童扶養手当証書の写し又は富山市ひとり親家庭等医療費受給資格証の写し
その他市長が必要と認めるもの	適宜